

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十六号

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表支所の項の次に次のように加える。

きたひろネットセンター	センター長
-------------	-------

別表出納室の項を次のように改める。

会計管理者部局	会計管理者 室長
---------	----------

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表中「町長部局」とは、北広島町課設置条例（平成十七年北広島町条例第八号）第一条に規定する機関並びに参事及び危機管理監により構成される機関をいう。
- 2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計室により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。